

海部歴史研究会
講演会

第1回

松尾由希子氏(静岡大学准教授)
「海部地域の村役人の教養と
ネットワーワーク」

荷之上村服部家の蔵書から村役
人として身に着けた教養や教養
形成の過程で築かれていった地
域のネットワーワークについてお話
いただきます。

第2回

山崎善弘氏(東京未来大学モチ
ベーション行動科学部准教授)

「江戸時代の村役人」
徳川社会を支えた村役人の職務
についてお話いただきます。

日 時

・第1回 2月19日(日)
午後2時～4時
(開場 午後1時30分)
・第2回 3月5日(日)
午後2時～4時
(開場 午後1時30分)

場 所

愛西市佐織公民館

(愛西市諏訪町郷西456-1)

入 場 無料

定 員 250人

申込方法・申込期間

事前申込みなし(当日先着)

主 催

海部歴史研究会(津島市・愛西
市・弥富市・あま市・蟹江町・
大治町・飛鳥村の各教育委員会
およびあま市七宝焼アートヴィ
レッジ)

問合せ先

愛西市教育委員会 生涯学習課
☎5517137



海部歴史散策会

「佐屋路・神守宿を歩く」

津島市神守支所を起点に、神守
の一里塚や神守の宿場跡等を巡り
ます。(約2.5km)

日 時

3月11日(土) 午前10時～正午
(受付 午前9時30分～10時)

場 所

津島市神守支所
愛知県津島市神守町五反田2

☎2815208

料 金 無料

定 員

一般 30名(抽選)

持 ち 物

お茶、帽子、雨具、歩きやすい
服装

申込方法・申込期間

往復は
がきでお申込みください。

※2月22日(水)必着

黒色のボールペンで次の通りご
記入ください。(消せるボール

ペンは使用しないでください)

送付先・49618555愛西

市稲葉町米野308番地

愛西市教育委員会 生涯学習課

行

裏面…【歴史散策会「佐屋路・神
守宿を歩く」申込】

申込者住所・氏名・電話番号を
記載

返信先…申込者の住所・申込者
氏名

往復はがき一通につき2名まで
の申込みとさせていただきます。

応募者多数の場合は抽選を行
います。

次の場合は無効となります。
往復はがき以外での応募・記入
漏れ・記載不備・重複応募・1

通に3名以上の記入があるも
の・応募締切を過ぎたもの

※新型コロナウイルス感染症の拡
大状況により、中止となる場合
があります。

主 催

海部歴史研究会(津島市・愛西
市・弥富市・あま市・蟹江町・
大治町・飛鳥村の各教育委員会
およびあま市七宝焼アートヴィ
レッジ)

問合せ先

愛西市教育委員会 生涯学習課
☎5517137



令和5年度 村公式 ホームページバナー 広告募集

本村では、村の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図るため、村公式ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

●掲載場所・枠数

村公式ホームページのトップページの下端8枠

●掲載期間

4月1日～令和6年3月31日

※1カ月単位での申込み可能（広告主が指定できます）

●広告掲載料

一枠あたり 月額5,000円

・12カ月掲載（4月1日～令和6年3月31日）50,000円

・6カ月掲載（4月1日～9月30日または10月1日～令和6年3月31日）25,000円

※掲載料は一括前納となります。

●申込期限

・4月1日に掲載を希望される場合
2月28日（火）

・それ以降に掲載を希望される場合
随時（掲載希望月初日の20日前）

●申込方法

村公式ホームページより「飛鳥村広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、広告原稿案などのデジタルデータ、会社案内等会社の概要がわかるものを添えて総務部企画課へ提出してください。

※詳細は村公式ホームページをご覧ください。

●問合せ先

総務部企画課



愛知県消費 生活モニターの募集

県では、消費者を取り巻く様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

●モニターの主な活動

①日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法などの観察・県への情報提供（年二回程度）

②地域・周囲など身近な方への消費生活に関する情報の提供

③消費生活に関するアンケートへの回答（年一回程度）

④研修会（年一回の予定）への出席（交通費は自己負担）など

●応募条件

県内にお住まいの満18歳以上の方（公務員、公職選挙法による公職者は除く）

●任期

令和6年
県が依頼した日～3月31日（日）

●謝礼

月額1,500円以内（予定）

●申込期限

2月17日（金）（消印有効）

●応募方法

市区役所、町村役場、各県民事務所等の広報コーナーで配布されている所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、お申込みください。応募は県ホームページからも受け付けます。

●ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/kennin/shohiseikatsu/bout/monitor.html>

●問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

☎052-954-6163
FAX052-972-6001



障がい者と家族のつどいの案内

障がいのあるご本人だけでなく、一緒に暮らしているご家族の方のみでも参加できます。日ごろの悩みを相談したり、アトラクションを楽しみませんか。

(希望者には送迎あり)

- ① 式典
- ② アトラクション(漫談・さやか結、歌謡・坂井千春)
- ③ 抽選会

● 日 時
3月2日(木)
午前10時15分～正午

(受付開始 午前9時15分)

● 場 所

敬老センター(ふれあいの郷内)

● 対 象

本村にお住まいの障がい者手帳をお持ちの方、障害者総合支援法の対象となる難病のある方とその家族(本人を除く1世帯2名まで)またはヘルパー

● 参加費

無料

● 申込方法

来所または電話にて申込みくだ

さす。

すこやかセンター内福祉課

☎ 52-11001

飛鳥村社会福祉協議会

☎ 52-2722

● 申込期限

2月15日(水)午後5時

● その他

当日参加者には粗品と昼食(お持ち帰り用)があります。

ふれあい温泉入浴希望の方は申込みの際に申出てください。

(タオル等はご持参ください)

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期、一部内容が変更となる場合があります。

● 主 催

飛鳥村・飛鳥村社会福祉協議会

● 協 力

飛鳥村身体障害者福祉協議会

飛鳥村心身障害児(者)保護者会

(あゆみ会)

● 問合せ先

すこやかセンター内福祉課

手話奉仕員養成講座 受講生募集

これまで手話を学んだことがない、簡単なあいさつや自己紹介など手話の基礎知識を学びたいとお考えの方に向け、手話奉仕員の養成講座を開催します。

● 期 間

4月から令和6年2月までの間の水曜日
午後1時～3時(全40回)

※1回あたり2時間、計80時間受講していただきます。

● 対 象
在任・在勤・在学の方で、継続して受講できる方

● 場 所

蟹江中央公民館2階 視聴覚室

● 定 員

10名(定員に達した場合は抽選)

● 講 師

愛知県聴覚障害者協会会員

● 受講料

無料(ただし、テキスト代等に

● 申込期限

係る実費については、受講者負担になります)

2月24日(金)

● 申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

アルコール専門相談

アルコールに関する悩みを抱えていませんか。

精神科医師と専門の相談員がお話を伺います。

● 日 時

2月16日(木)
午後1時30分～3時30分

● 場 所

愛知県津島保健所
(津島市橋町4丁目50-2)

● 対 象

アルコールが原因の健康問題に悩む本人もしくは家族

● 申込方法・申込期限

2月13日(月)までに津島保健所へ連絡ください。

(予約制・定員2組)

● 問合せ先

津島保健所健康支援課

☎ 26-4137



地域が見守る・気にかける みんなで防ぐ虐待

●障がい者虐待防止とは

障がいのある方の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

この法律は、障がい者を支援している家族や福祉施設、そして障がい者を雇用している企業に対して虐待が起きないように支援していくことや、万が一虐待が起きてしまったときの対処方法などを規定しています。

障がい者虐待防止とは、障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持し、安定した生活を送ることが出来るよう支援することです。障がい者虐待は、虐待している人にその自覚がない場合や、虐待されている障がい者が声に出せない場合があります。そのため、虐待を早期発見するには、さまざまなサインを見逃さないことが大切です。

●高齢者虐待防止とは

高齢者の方の権利を守る法律「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が平成18年4月から施行されています。

この法律は、高齢者(65歳以上)に対する家族などの養護者や要介護施設従事者による虐待の防止することで高齢者の権利を擁護することを目的としています。

地域ぐるみで高齢者本人を虐待から守るだけでなく、虐待をしてしまっている家族などを支援することも大切です。

介護者の孤立や介護疲れなどにより高齢者への接し方が乱暴になるなど、虐待の自覚や不安があっても改善できない場合もあります。養護する側への適切な指導や支援が必要です。

「もしかしたら虐待かも」と思ったら、迷わず相談・通報をお願いします。

第三者が介入することで虐待の深刻化が防げます。

●相談窓口

平日

飛島村障害者虐待防止センター、地域包括支援センター、保健センター

土曜・日曜・祝日および夜間

飛島村役場(宿日直対応)

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

●高齢者の認知症に関する相談窓口

公益社団法人認知症の人と家族の会 ☎0120-294-456

受付時間：午前10時～午後3時 ※土曜・日曜および祝日を除く

海部南部権利擁護センターの
成年後見支援について

●巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日時

2月14日(火)

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場所

すこやかセンター

●弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日時

2月16日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎ 69-8181

FAX 69-8180



ブロック塀等撤去費を
補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限

3月31日(金)

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、
午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

☎ 052-1522-2567

(公社)愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！

空き家総合相談窓口

ご案内

☎ 052-522-2567

- 空き家の売却
- 空き家の管理
- 空き家の解体
- 住宅給付
- 相続・法律関係
- …など

まずはご相談ください！